

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（大型廃棄物保管庫第一棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和元年12月5日（木）15時35分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
松井安全審査官、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
  - 東京電力ホールディングス株式会社から、平成30年11月30日付けで申請のあった大型廃棄物保管庫第一棟の設置に係る申請について、前回面談時に説明を求めた、不活性雰囲気維持、漏えい拡大防止のための堰高さ、敷地境界線量、建屋基礎、崩壊熱の温度評価について評価した際に用いた評価条件について、資料に基づき説明があった。
  - 原子力規制庁は上記説明を確認し、崩壊熱の温度評価については、資料にて説明している建屋内に収納されている崩壊熱量を100KWと想定しているが、当該熱量はその後の評価において、どのように影響しているかを整理して説明することを求めた。また、実施計画の申請上において説明にあった評価条件が特定できない箇所があるため、実施計画の申請上においても明確になるよう求めた。
6. その他  
資料：大型廃棄物保管庫の設置に係る実施計画の変更について